

高松市・庵治町合併協議会
第 5 回 会 議

附属資料 (新規提案分)

目 次

1 「消防団の取扱いについて」に関する資料(協議第22号資料)-----	1 ~ 6
2 「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料(協議第23号資料)-----	7 ~ 13
3 「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料(協議第24号資料)-----	14 ~ 19
4 「人権啓発事業について」に関する資料(協議第25号資料)-----	20 ~ 23
5 「その他の事業について」に関する資料(協議第26号資料)-----	24 ~ 25

協議第 2 2 号資料

「消防団の取扱いについて」に関する資料

組 織 に つ い て	2
消 防 団 員 の 報 酬 等 に つ い て	3
消 防 団 員 互 助 共 済 会 に つ い て	4
被 服 等 貸 与 に つ い て	5
消 防 団 車 両 に つ い て	6

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い																																																							
分類	組織																																																							
	現 況																																																							
項目	高 松 市	庵 治 町																																																						
1 組織の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・団数 1 ・方面隊数 6 ・分団数 26 	<ul style="list-style-type: none"> ・団数 1 ・方面隊数 - ・分団数 4 																																																						
2 階級定員及び現員数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団 長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>26</td><td>26</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>55</td><td>55</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>84</td><td>83</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>158</td><td>157</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>478</td><td>442</td></tr> <tr><td>計</td><td>806</td><td>768</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">平成16年4月1日現在</p>	階 級	定員(人)	現員数(人)	団 長	1	1	副団長	4	4	分団長	26	26	副分団長	55	55	部 長	84	83	班 長	158	157	団 員	478	442	計	806	768	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団 長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>16</td><td>16</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>113</td><td>102</td></tr> <tr><td>計</td><td>140</td><td>129</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">平成16年4月1日現在</p>	階 級	定員(人)	現員数(人)	団 長	1	1	副団長	2	2	分団長	4	4	副分団長	4	4	部 長	-	-	班 長	16	16	団 員	113	102	計	140	129
階 級	定員(人)	現員数(人)																																																						
団 長	1	1																																																						
副団長	4	4																																																						
分団長	26	26																																																						
副分団長	55	55																																																						
部 長	84	83																																																						
班 長	158	157																																																						
団 員	478	442																																																						
計	806	768																																																						
階 級	定員(人)	現員数(人)																																																						
団 長	1	1																																																						
副団長	2	2																																																						
分団長	4	4																																																						
副分団長	4	4																																																						
部 長	-	-																																																						
班 長	16	16																																																						
団 員	113	102																																																						
計	140	129																																																						

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・団の組織が異なる。 ・階級及び階級の定員に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団庵治分団とする。 ・庵治町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとする。

調 整 案
<p>庵治町消防団は、高松市消防団に統合する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い		部 会 名	消 防
分 類	消防団員の報酬等			
		現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 団員報酬	報酬額(年額) 団 長 - 151,900円 副団長 - 88,000円 分団長 - 63,200円 副分団長 - 36,000円 部 長 - 29,700円 班 長 - 27,500円 団 員 - 25,500円	報酬額(年額) 団 長 - 102,000円 副団長 - 82,000円 分団長 - 71,000円 副分団長 - 59,000円 部 長 - 円 班 長 - 44,000円 団 員 - 38,000円	団員報酬、出勤報酬等及び退職報償金の支給基準に差異がある。	
2 出勤報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・4時間以上の火災出勤者及び水防(訓練含む)出勤者 1人1回につき 2,800円 ・4時間未満の火災出勤者及び訓練、警戒等の出勤者 1人1回につき 2,400円 ・機関員 車両 1台当たり1名 年額 6,950円 小型ポンプ 1台当たり1名 年額 3,050円 	・火災・水防 1人1回につき 2,000円 訓練等 1人1回につき 2,000円	対 応 策 高松市の制度に統一する。	
3 退職報償金	【5年以上の団員】 消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づく額を支給 【3年以上5年未満の団員】 一律 30,000円を支給	【5年以上の団員】 高松市と同じ。 【3年以上5年未満の団員】 該当なし。	調 整 案 高松市の制度に統一する。	
4 公務災害補償	消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しており、その規定に基づき支給している。	高松市と同じ。		

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い		部 会 名	消 防
分 類	消防団員互助共済会			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 名称	高松市消防団員相互共助会	該当なし。		
2 目的	消防団員の親睦を趣旨とし、相互の共済及び福祉の向上を目的とする。			
3 事業内容等	(事業) 消防団員の死亡、公務負傷の共助救慰、退団者の報償などの給付を行う (給付) 死亡弔慰金、公務負傷見舞金、退団者報償、操法大会助成など			
4 会費	団員1人につき 650円(年額)			
5 その他	市の補助金等 1人当たり3,000円を補助(年額)			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い											
分類	被服等貸与											
	現						況					
項目	高松市						庵治町					
1 貸与品目・数量等	品目	数量	支給対象	貸与年数	品目	数量	支給対象	貸与年数	品目	数量	支給対象	貸与年数
	制服	1	全員	なし	制服	1	全員	-	制服	1	全員	-
	制帽	1	〃	〃	制帽	1	全員	-	制帽	1	全員	-
	ネクタイ	1	〃	〃	ネクタイ	2	全員	-	ネクタイ	2	全員	-
	盛夏服	2	半袖は副分団長以上	〃	盛夏服	-	-	-	盛夏服	-	-	-
	盛夏帽	1	全員	〃	盛夏帽	-	-	-	盛夏帽	-	-	-
	訓練服	1	〃	〃	訓練服	2(冬・夏)	全員	-	訓練服	2(冬・夏)	全員	-
	ベルト	3	〃	〃	ベルト	2(冬・夏)	全員	-	ベルト	2(冬・夏)	全員	-
	白手袋	1	〃	〃	白手袋	-	-	-	白手袋	-	-	-
	防火衣	消防屯所備付			防火衣	消防屯所備付			防火衣	消防屯所備付		
	ヘルメット	各屯所の消防団員数分			ヘルメット	消防屯所備付			ヘルメット	消防屯所備付		
	長靴	長靴は副団長以上			半長靴	1	全員	-	半長靴	1	全員	-
	ゴム長靴	1	全員	なし	ゴム長靴	1	全員	-	ゴム長靴	1	全員	-
	階級章	2	〃	〃	階級章	2	全員	-	階級章	2	全員	-
	団員徽章	なし	-	-	団員徽章	-	-	-	団員徽章	-	-	-
	訓練ヘルメット	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			訓練ヘルメット	1	全員	-	訓練ヘルメット	1	全員	-
	作業用皮手袋	2	全員	なし	作業用皮手袋	1	全員	-	作業用皮手袋	1	全員	-
	アホロキップ	1	〃	〃	アホロキップ	-	-	-	アホロキップ	-	-	-
	防寒衣	なし	-	-	防寒衣	-	-	-	防寒衣	-	-	-
	雨合羽	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			雨合羽	全員			雨合羽	全員		
	脚半	1	全員	1	脚半	1	全員	1	脚半	1	全員	1

部会名	消防
-----	----

問題点・課題	品目、数量等に差異がある。
--------	---------------

対応策	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

調整案	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い			部会名	消 防
分 類	消防団車両				
	現		況		
項 目	高 松 市		庵 治 町		
1 現況	消防ポンプ車(CD-1)	10台	消防ポンプ車(CD-1)	4台	問題点・課題 装備等に差異がある。
	消防ポンプ車(BS-1)	23台	消防ポンプ車(BD-1)	1台	
	消防ポンプ車(BD-1)	2台	小型動力ポンプ積載車	7台	対応策 庵治町消防団の車両の積載資機材は、 当分の間、現行のとおりとする。
	指揮広報車	1台	指揮広報車	1台	
	小型動力ポンプ積載車	17台			
	小型動力ポンプ積載車(軽)	3台			
					調整案 庵治町の消防団車両については、高松 市消防団に引き継ぐものとする。

協議第23号資料

「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料

国民健康保険（料・税）の賦課等について	8～9
国民健康保険の健康推進事業について	10
出産育児一時金について	11
葬祭費について	12
高額療養費貸付制度について	13

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い																																					
分類	国民健康保険(料税)の賦課等																																					
	現 況																																					
項目	高 松 市	庵 治 町																																				
1 保険料・税の区分	保険料	保険税																																				
2 賦課期日	4月1日	高松市と同じ。																																				
3 賦課方式	4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	高松市と同じ。																																				
4 税率等 (年額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>7.0/100</td> <td>1.5/100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>26.9/100</td> <td>5.9/100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>29,100円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>24,200円</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	7.0/100	1.5/100	資産割	26.9/100	5.9/100	均等割	29,100円	7,000円	平等割	24,200円	4,300円	課税限度額	530,000円	80,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>6.3/100</td> <td>0.8/100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>30.0/100</td> <td>4.0/100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>29,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>30,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	6.3/100	0.8/100	資産割	30.0/100	4.0/100	均等割	29,000円	6,500円	平等割	30,000円	4,500円	課税限度額	530,000円	80,000円
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	7.0/100	1.5/100																																				
資産割	26.9/100	5.9/100																																				
均等割	29,100円	7,000円																																				
平等割	24,200円	4,300円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	6.3/100	0.8/100																																				
資産割	30.0/100	4.0/100																																				
均等割	29,000円	6,500円																																				
平等割	30,000円	4,500円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
5 納期	年8回 (7月から翌年の2月まで 毎月)	年7回 (7月から翌年の1月まで 毎月)																																				
6 法定軽減制度	<ul style="list-style-type: none"> ・7割軽減 前年における総所得金額が33万円以下の世帯 ・5割軽減 前年における総所得金額が33万円 + (世帯主を除く被保険者数 × 24万5千円) 以下の世帯 ・2割軽減 前年における総所得金額が33万円 + (世帯主を含む被保険者数 × 35万円) 以下の世帯 	高松市と同じ。																																				

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>保険税と保険料の違いにより 根拠法令等が異なる。 税率等、納期及び徴収方法が異なる。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 庵治町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。 庵治町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	国民健康保険(料税)の賦課等	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
7 減免制度	・天災その他災害を受けた者、その他特別の事情のある者 高松市国民健康保険料減免取扱基準により適用	高松市と同じ。 庵治町国民健康保険税条例施行規則の規定に基づき適用
8 徴収方法等	滞納世帯へは、主として非常勤の国保推進員が臨戸訪問し収納している。	職員が直接臨戸訪問している。徴収困難な者は、木田香川滞納整理組合に委託している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	国民健康保険の健康推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 人間ドック助成	対象者（下記の条件をすべて満たす者） ・国民健康保険に1年以上継続して加入していること ・満40歳以上であること ・納期限の到来している保険料を完納していること 助成額 1人1年度につき25,000円	高松市と同じ。
2 脳ドック助成	対象者（下記の条件をすべて満たす者） ・国民健康保険に1年以上継続して加入していること ・満40歳以上であること ・納期限の到来している保険料を完納していること 助成額 1人1年度につき25,000円	高松市と同じ。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	出産育児一時金	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 受給対象者	国民健康保険被保険者で出産(死産も含む。)した者 ただし、資格取得後6カ月以内で、それ以前に社会保険の本人資格が1年以上ある場合は除く。	高松市と同じ。
2 給付額	出生児1人につき30万円	高松市と同じ。
3 給付の手続き	出生届の後の場合 申請書だけを提出 出生届以前の場合 医師の出生証明等の添付が必要 死産の場合 埋葬許可書又は医師の証明が必要	高松市と同じ。
4 給付方法	世帯主の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	口座振込.....申請から1週間 現金払い.....即日に支給	高松市と同じ。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	葬祭費	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 受給対象	国民健康保険被保険者が死亡した場合に、葬儀を行った者	高松市と同じ。
2 給付額	1件当たり5万円	1件当たり3万円
3 給付の手続き	国民健康保険離脱手続きに併せ、申請書を提出	高松市と同じ。
4 給付方法	申請者の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から2週間 現金払い.....支給日は、月2回	・口座振込.....申請から2週間 現金払い.....支給日は、月1回

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
給付額及び支給期日が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	高額療養費貸付制度	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 申請者の資格	国保料を完納していること 所得税の非課税者のみで構成されている世帯	国保料を完納していること
2 貸付限度額	高額療養費該当額の9割 貸付額に上限は設けていない	高額療養費該当額の8割 貸付額は、1万円以上200万円以内
3 貸付利息	なし	なし
4 償還方法	高額療養費支給時に、自動振替	高松市と同じ。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
申請者の資格、貸付限度額が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

協議第24号資料

「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料

運 営 主 体 等 に つ い て	15
介 護 保 険 料 の 賦 課 ・ 徴 収 に つ い て	16
介 護 保 険 給 付 事 業 に つ い て	17
利 用 者 負 担 軽 減 事 業 に つ い て	18
介 護 認 定 調 査 事 業 等 に つ い て	19

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	運営主体等	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 運営主体	高松市が保険者として運営 (被保険者数 :平成16年4月1日現在) 第1号 64,853人 第2号 466人(要介護認定者数) 合計 65,319人 (介護認定者数 :平成16年4月1日現在) ・要支援 2,276人 ・要介護1 4,239人 ・要介護2 1,513人 ・要介護3 1,165人 ・要介護4 1,228人 ・要介護5 1,300人 計 11,721人	庵治町が保険者として運営 (被保険者数 :平成16年4月1日現在) 第1号 1,658人 第2号 7人(要介護認定者数) 合計 1,665人 (介護認定者数 :平成16年4月1日現在) ・要支援 44人 ・要介護1 125人 ・要介護2 62人 ・要介護3 33人 ・要介護4 29人 ・要介護5 36人 計 329人
2 介護保険事業計画	(内容) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、5年を1期として策定し、3年ごとに見直しを行う。 (期間) ・第1期 平成12年度～平成16年度 ・第2期 平成15年度～平成19年度	(内容) 高松市と同じ。 (期間) 高松市と同じ。
3 介護保険事業財政調整基金	運用利子及び余剰金を積立 (基金残高 :平成16年3月31日現在) 1,128,579千円	高松市と同じ (基金残高 :平成16年3月31日現在) 1千円
4 香川県財政安定化基金拠出金等	(内容) 介護保険事業計画の保険給付額をもとに指示された拠出率(0.001)を乗じて拠出 (基金からの借入金) なし	(内容) 高松市と同じ。 (基金からの借入金) なし

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い																																								
分類	介護保険料の賦課・徴収																																								
現 況																																									
項目	高 松 市	庵 治 町																																							
1 保険料	<p>第1号被保険者（65歳以上の者） （平成16年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年額保険料（円）</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>16,200</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>29,100</td> <td>0.72</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>40,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>50,500</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>60,600</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>70,700</td> <td>1.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率</p>	段 階	年額保険料（円）	乗率	第1段階	16,200	0.40	第2段階	29,100	0.72	第3段階	40,400		第4段階	50,500	1.25	第5段階	60,600	1.50	第6段階	70,700	1.75	<p>第1号被保険者（65歳以上の者） （平成16年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年額保険料（円）</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>19,700</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>29,550</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>39,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>49,250</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>59,100</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率</p>	段 階	年額保険料（円）	乗率	第1段階	19,700	0.50	第2段階	29,550	0.75	第3段階	39,400		第4段階	49,250	1.25	第5段階	59,100	1.50
段 階	年額保険料（円）	乗率																																							
第1段階	16,200	0.40																																							
第2段階	29,100	0.72																																							
第3段階	40,400																																								
第4段階	50,500	1.25																																							
第5段階	60,600	1.50																																							
第6段階	70,700	1.75																																							
段 階	年額保険料（円）	乗率																																							
第1段階	19,700	0.50																																							
第2段階	29,550	0.75																																							
第3段階	39,400																																								
第4段階	49,250	1.25																																							
第5段階	59,100	1.50																																							
2 賦課期日	毎年4月1日	高松市と同じ。																																							
3 納期	<p>第1号被保険者（普通徴収）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期..... 7月1日から7月31日まで ・第2期..... 8月1日から8月31日まで ・第3期..... 9月1日から9月30日まで ・第4期..... 10月1日から10月31日まで ・第5期..... 11月1日から11月30日まで ・第6期..... 12月1日から12月31日まで ・第7期..... 1月1日から1月31日まで ・第8期..... 2月1日から2月末日まで <p>参考：第1号被保険者（特別徴収） 年金額が年間18万円以上の者は、年金支給時</p>	<p>第1号被保険者（普通徴収）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期..... 7月1日から7月31日まで ・第2期..... 8月1日から8月31日まで ・第3期..... 9月1日から9月30日まで ・第4期..... 10月1日から10月31日まで ・第5期..... 11月1日から11月30日まで ・第6期..... 12月1日から12月31日まで ・第7期..... 1月1日から1月31日まで <p>参考：第1号被保険者（特別徴収） 年金額が年間18万円以上の者は、年金支給時</p>																																							
4 滞納保険料の徴収方法等	<p>主として非常勤の介護保険推進員が臨戸訪問し、収納している。</p> <p>介護保険推進員の職務 介護保険料の徴収、納付勧奨、申告書の受領、口座振替の勧奨、居所調査等</p>	<p>職員が臨戸訪問し、収納している。</p>																																							

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>保険料段階、保険料額、乗率及び納期が異なる。 滞納保険料の徴収方法が異なる。 第1号被保険者の保険料については、運営主体である市町が定める平成18年度からの第3期介護保険事業計画において、見直しを行うこととなっている。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、平成18年度から3年度間の保険料額に差異を生じる場合は、経過措置を含め対応するものとする。 また、庵治町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。 また、庵治町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い		部 会 名	健康福祉
分 類	介護保険給付事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		
1 介護 予防給付	現物給付 ・居宅介護サービス 1割自己負担 ・施設介護サービス 1割自己負担 (食事代は標準負担額 1日 780円) 償還払 ・福祉用具購入費の支給 年間10万円購入限度(割自己負担) ・住宅改修費の支給 20万円改修限度(割自己負担)	高松市と同じ。		問 題 点 ・ 課 題 給付費通知の通知回数等が異なる。
2 高額介護サ-ビス	(内容) 1カ月の利用者負担額の合計が上限額を超えた額を支給 一般世帯 37,200円上限 市民税世帯非課税 24,600円上限 生活保護受給者等 15,000円上限	高松市と同じ。		対 応 策 高松市の制度に統一する。
3 給付費通知	(内容) サービス事業者名、サービス種類、サービス費合計額、自己負担額を月毎に記載した利用明細書を4ヶ月に1回送付 (対象) サービス利用者 (時期) 年3回(5月、9月、1月)	(内容) サービス事業者名、サービス種類、サービス費合計額、自己負担額を月毎に記載した利用明細書(国保連が作成)を3ヶ月に1回送付 (対象) 高松市と同じ。 (時期) 年4回(5月、8月、11月、2月)		調 整 案 高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い										
分類	利用者負担軽減事業										
	現 況										
項 目	高 松 市	庵 治 町									
1 法施行時の訪問介護利用者に対する助成	<p>(対象者) 法施行時に訪問介護を利用していた高齢者、障害者で要綱に定める一定の要件をみたしている者</p> <p>(助成内容) 負担割合(10%)を下記の負担割合に軽減</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年度</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>6%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> </table>	年度	15	16	高齢者	6%	6%	障害者	3%	3%	<p>(対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(助成内容) 高松市と同じ。</p>
年度	15	16									
高齢者	6%	6%									
障害者	3%	3%									
2 社会福祉法人減免に対する助成	<p>(対象者) 低所得者で特に生計が困難なサービス利用者に対し、利用者負担を減免した社会福祉法人</p> <p>(所得要件) サービス利用者の年間所得60万円以下</p> <p>(助成内容) ・対象サービス(老人福祉施設、通所介護等) ・減免した利用者負担の総額が本来受領すべき収入の1%を超えた場合、所定の要件で、その2分の1の額を市が助成する。</p>	該当なし。									
3 離島での介護サービス提供事業者への助成	<p>(対象者) 男木島及び女木島でサービスを提供した事業者</p> <p>(助成内容) ・福祉用具貸与、住宅改修、福祉用具購入を除き保険給付費に相当する額を助成するとともに全てのサービスについて旅客運賃及び一部のサービスについては海上輸送費を助成する。</p>	<p>(対象者) 大島でサービスを提供した事業者</p> <p>(助成内容) ・福祉用具貸与、住宅改修、福祉用具購入を除くサービスについて、1回につき2,000円を助成する。</p>									

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 庵治町では、社会福祉法人減免に対する助成を実施していない。 ・ 離島での介護サービス事業者への助成内容が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	介護認定調査事業等	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 介護認定調査 (直営)	<p>(体制) 職員 2 人、非常勤嘱託職員 6 人 (非常勤嘱託職員は 1 年間の年度雇用)</p> <p>(調査対象) 原則として、新規申請分の調査を実施 直営による調査は、調査全体の約 2割弱</p>	<p>(体制) 職員 2 人</p> <p>(調査対象) 施設入所者、遠隔地等</p>
2 介護認定調査 (委託)	<p>(調査対象) 直営分を除く調査 (原則として、更新分) (委託先) 市内老人介護支援センター 1 7 カ所、老健施設 4 カ所、遠隔地等については随時</p>	<p>(調査対象) 直営分を除く調査 (原則として、在宅分) (委託先) 居宅介護支援センター 3カ所</p>
3 介護認定審査 会	<p>高松地区広域市町村圏振興事務組合による運営 (参考) 委員構成 ・医療関係 49 人 ・保健関係者 28 人 ・福祉関係者 44 人 委員の任期 2年間 (平成 15.4.1~ 17.3.31) 合議体数 24 (1合議体 5人) 委員数 121人 報酬 1回当たり 21,760円</p>	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
介護認定調査について、直営委託の調査対象が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第25号資料

「人権啓発事業について」に関する資料

人権・同和問題啓発事業について	21~22
人権擁護委員推薦について	23

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 3 人権啓発事業	
分類	人権 同和問題啓発事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 人権教育・啓発講演会事業	<p>人権・同和問題の正しい理解と実践について調査研究を行うとともに、市民、教職員及び社会教育団体等を対象に人権教育・啓発事業を推進するため講演会等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題講演会の開催(年1回) ・ 同和教育研修会の開催(年1回) ・ 平和と人権を守る市民のつどいの開催(年1回) 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題講演会適宜開催 ・ 東讃ブロック開催の講演会に参加(年1回)
2 人権週間等啓発事業	<p>国・県を挙げて取り組んでいる同和問題啓発強調月間と人権週間に呼応した啓発事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題啓発強調月間(8月)街頭啓発キャンペーン(香川県等と共催) ・ 人権週間(12月)街頭啓発キャンペーン、人権啓発作品展等 ・ 人権擁護委員の日等(6月)街頭啓発、パネル展等 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題啓発強調月間(8月)町広報に定期的に啓発文の掲載、人権週間(12月)街頭啓発キャンペーン、啓発等 ・ 人権擁護委員の日等(6月)委員による広報車による啓発
3 人権教育・啓発研修事業	<p>同和問題をはじめとする人権課題について深い認識と差別解消へ向けた意識の高揚を図るため、企業等に対して研修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内民間企業等に対する研修(人権・同和問題指導者研修) ・ 地域住民に対する研修(41公民館) 	該当なし。
4 親子で人権を考える会	<p>児童・生徒及び保護者に対し、人権意識の普及・高揚を図るとともに、小・中学校における人権尊重教育の充実に資するため「親子で人権を考える会」を開催し、正しい人権教育の確立と向上を図る。</p>	該当なし。

部 会 名	市民・健康福祉・教育
-------	------------

問 題 点 ・ 課 題
<p>啓発事業内容に差異がある。 高松市では、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発基金を設置していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 庵治町におけるハンセン病に関する人権教育・啓発事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。 庵治町のハンセン病に関する正しい知識の普及啓発基金については、引き続き、高松市において設置し、適切な運用に努める。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町におけるハンセン病に関する人権教育・啓発事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。</p>

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24 - 3 人権啓発事業	
分類	人権 同和問題啓発事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
5 小学校、中学校(園)要請訪問	幼稚園、小学校、中学校長からの要請に基づき、各校の教員の児童等に対する人権教育の在り方を指導主事により指導する。 ・ 幼稚園数 - 18園 ・ 小学校数 - 41校 ・ 中学校数 - 18校	幼稚園、小学校、中学校からの要請に基づき、合同で実施する人権・同和教育研修会で人権教育のあり方等について、指導主事や外部講師により指導する。
6 人権集会開催	幼稚園、小学校、中学校において、人権教育の成果を踏まえた児童等の実践発表会を開催する。 ・ 幼稚園数 - 18園 ・ 小学校数 - 41校 ・ 中学校数 - 18校	小学校・中学校において、人権教育の成果を踏まえた児童生徒の実践を総合的な学習や文化祭の機会を捉えて発表している。 小学校数 - 2校 中学校数 - 1校
7 人権教育・啓発資料等の作成配布	各種研修資料を作成するとともに、ビデオテープを購入し、市民・企業に対して人権教育・啓発事業を積極的に推進する。 ・ 人権教育・啓発研修資料の作成・配布 ・ 人権教育・啓発パンフレット、リーフレットの作成・配布 ・ 人権・同和教育のビデオテープの購入 ・ 啓発ポスターの配布 ・ 啓発用立看板、懸垂幕の設置	各種研修資料を作成するとともに、ビデオテープを購入し、町民に対して人権教育・啓発事業を積極的に推進する。 ・ 人権教育・啓発グッズ・リーフレットの作成・配布 ・ 啓発用立看板、懸垂幕の設置
8 ハンセン病に関する人権教育・啓発事業	大島青松園入所者との交流活動 小・中学校独自に、児童・生徒の人権学習、教職員研修等の一環として取り組んでいる。 ハンセン病に関する啓発活動 ハンセン病を正しく理解する週間(6月) パネル展の開催 啓発リーフレットの配布 ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発基金 該当なし。	大島青松園入所者との交流活動 老人会、小・中学生、各種ボランティア団体等による交流活動(スポーツ、カラオケ、花植え、ふれあい、芸能大会等) 大島夏祭りへの参加 ・フィールドワークの実施 ハンセン病に関する啓発活動 大島青松園入所者自治会長、大島青松園長等による講演会 ・公民館講座による啓発 ・ハンセン病に関する人権学習資料の作成・配布 ・写真展、映画上映会、陶芸作品展示会 町広報紙への掲載 ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発基金 ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発基金条例(平成13年制定)に基づき、大島青松園入所者の寄附金(300万円)等からなる基金を設置し、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発の施策を推進している。

部 会 名	市民・健康福祉 教育
-------	------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 3 人権啓発事業		部 会 名	市 民
分 類	人権擁護委員推薦			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 人権擁護委員の推薦	高松法務局からの推薦依頼を受けて、候補者を決め、議会の同意を得た後、高松法務局に推薦している。	高松市と同じ。		人権擁護委員については、人口規模により定数が定められており、合併後においては委員数が20人となる。
2 委員数	20人 人権擁護委員定数規程に基づく委員数は19人であるが、活動充実のため増員を要望し、平成5年12月に特別定数として1人増員となっている。	3人		
				対 応 策
				委員数の増員について、高松法務局に要請する。
				調 整 案
				高松市の制度に統一する。

協議第26号資料

「その他の事業について」に関する資料

市・町民褒章制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 2.2 その他の事業(市・町民褒章制度)	
分類	市・町民褒章制度	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 名誉市・町民	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市民または高松市に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓越しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者に対し、名誉市民の称号を贈り、顕彰する。</p> <p>(根拠) 高松市名誉市民条例 (名誉市民数) 2名(故人)</p>	<p>【制度の概要】 (主旨) 庵治町民または庵治町に特別縁故の深い者で、庵治町の発展、公共の福祉の増進または産業文化の進展に貢献し、町民が郷土の誇りとし、かつ、尊敬に値すると認める者に対し、名誉町民の称号を贈る。</p> <p>(根拠) 庵治町名誉町民条例 (名誉町民数) 1名(故人)</p>
2 市・町政功労賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 本市の公益の増進に寄与し、または市政の振興発展に尽力し、功労が顕著な者を、毎年2月15日の市制施行記念日に表彰する。受賞者には、式典への招待や死亡時の弔辞等の待遇を設けている。</p> <p>(根拠) 高松市表彰条例 (贈呈状況) 毎年15～20名程度表彰</p>	<p>該当なし。</p> <p>町政功労賞ではないが、町制施行記念式典の際に、公益の増進に寄与し、町政の振興発展に尽力し、功労が顕著な者に対し、表彰を行っている。 なお、表彰後の待遇は、特に設けていない。 (贈呈状況) 平成10年の町制施行30周年記念式典の際には、137名を表彰している。</p>
3 市・町民栄誉賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市の誇りとなり、市の印象、評判を高めた個人・団体を表彰。</p> <p>(根拠) 高松市市民栄誉賞要綱 (贈呈状況) 1名</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>名誉市・町民に差異がある。 庵治町では、町政功労者賞及び町民栄誉賞は設けていないが、町制施行記念式典において表彰を行っている。</p>

対 応 策
<p>庵治町の名誉町民については、庵治地区の名誉町民として継承するものとする。 庵治町の町制施行記念式典における受賞者には、表彰後の待遇を設けていないため、高松市の待遇措置は適用しないものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 庵治町の名誉町民については、庵治地区の名誉町民として継承するものとする。</p>